

平成13年度 知的障害のある生徒の高等学校受入れに係る 調査研究校入学者選抜に関する要項

知的障害のある生徒の高等学校受入れに係る調査研究校（以下「調査研究校」という。）は、大阪府学校教育審議会による提言に基づき、大阪府教育委員会が調査研究を目的とし、

- ① 知的障害のある生徒の受入れや交流の実績があり、
- ② 地域の中学校との連携や支援が期待でき、
- ③ 地域の福祉関係、授産施設等との連携が図れること

を要件とするものとして府立西成高等学校（普通科）、府立阿武野高等学校（普通科）、府立柴島高等学校（総合学科）及び府立松原高等学校（総合学科）を指定した。これらの調査研究校における入学者選抜（以下「調査研究校選抜」という。）は、この要項の定めるところにより、基本的人権を踏まえ適正に実施する。

I 応募資格

調査研究校選抜に志願することのできる者は、平成13年3月に大阪府内の中学校若しくはこれに準ずる学校（以下「中学校」という。）を卒業する見込みの者であって、次の(1)～(3)の要件を満たす者とする。

- (1) 本人及び保護者（本人に対して親権を行う者であって、原則として父母、父母のいずれかがない場合は父又は母、親権を行う者がいない場合は後見人。以下同じ。）の住所が府内にある者
（注）住所とは、住民登録又は外国人登録されている居所である。以下同じ。
- (2) 知的障害があり教育上配慮を要する者で、中学校長の推薦を受けた者
- (3) 学習意欲があり、学校生活の中で、コミュニケーションが図れる者

II 募集人員

各調査研究校の募集人員は、2名程度とする。（別途定める、当該高等学校の募集人員の外数とする。）

III 出願、面接、入学者の選抜等

1 出 願

- (1) 調査研究校4校のうち、1校に限る。
- (2) 出願期日及び出願時間は、次のとおりとする。

2月15日	木	午前9時～午後4時
2月16日	金	
2月19日	月	午前9時～正午

- (3) 志願者は、下記の書類等を志願先高等学校長に提出する。（郵送は認めない。）
 - (㉑) 入学志願書（様式1）
 - (㉒) 中学校長の推薦書（様式2）（中学校において厳封すること。）
 - (㉓) 入学検定料 2,200円

2 調 査 書

- (1) 中学校長は、志願者の調査書（様式3）を2月15日（木）から2月19日（月）午後4時までに志願先高等学校長に提出する。（ただし、2月17日（土）、18日（日）は除く。）
なお、調査書を郵送する場合については、大阪府公立高等学校の他の入学者選抜における取扱いに準ずる。
- (2) 調査書は、この要項の「VII 調査書、推薦書の作成要領」に従い、平成13年1月末日現在をもって作成する。
- (3) 中学校長は、作成のための補助機関として、教職員をもって調査書作成委員会を組織し、作成の公正を期する。
- (4) 高等学校長は、調査書中に理解困難な事項があった場合は、中学校長に説明を求めることができる。

3 面 接

面接については、以下の日程によりそれぞれ出願した高等学校において個人別で実施する。

2月22日	木	西成高等学校 松原高等学校
2月23日	金	柴島高等学校
2月28日	水	阿武野高等学校

なお、面接は保護者の同伴を原則とする。

4 入学者の選抜

- (1) 高等学校長は、選抜のための補助機関として、教職員をもって選抜委員会を組織し、選抜の厳正を期する。
- (2) 選抜の資料は、調査書、推薦書及び面接とする。
- (3) 選抜に当たり、志願者が募集人員を超える場合、調査研究校の校長は、府教育委員会と協議の上、従前から連携の深い中学校からの志願者を優先する。

5 合格者の発表

可否の結果は、以下の日程により当該中学校長に通知する。

2月26日	月	西成高等学校
2月28日	水	柴島高等学校 松原高等学校
3月2日	金	阿武野高等学校

IV 通 学 区 域

通学区域は、平成13年4月1日より施行される「大阪府立高等学校の通学区域に関する規則」の定めるところによる。

V 出願に当たっての留意事項

進学指導に当たっては、次の事項に留意すること。

- (1) 中学校長は、志願先高等学校長とあらかじめ連絡をとるとともに、調査研究校の趣旨を踏まえ、志願が適切なものとなるよう保護者に周知すること。
- (2) 調査研究校選抜に出願した者は、高等学校全日制の課程専門学科第一次入学者選抜または総合学

- 科入学者選抜等、学力検査を2月22日（木）に実施する入学者選抜に出願することはできない。
- (3) 調査研究校選抜の合格者は、平成13年度大阪府公立高等学校一般入学者選抜に出願することができない。

VI その他

- (1) 入学志願書の提出後は、志望校の変更を認めない。
- (2) 受理した入学検定料及び書類は一切還付しない。
- (3) この要項の違反又は虚偽若しくは不正などが判明した場合は、高等学校長は府教育委員会と協議のうえ、その生徒の入学を取り消す。
- (4) 高等学校長は、入学後の生徒について、できる限り早い時期にその健康状態を把握すること。

VII 調査書、推薦書の作成要領

1 作成上の全般的留意事項

文字は原則として常用漢字及び現代かなづかいを用い、楷書^{がい}でわかりやすくペン書きにする。
なお、必要に応じてゴム印を押してもよい。

2 記入上の留意事項

(1) 調査書「総合所見」欄

各教科の学習、特別活動及び性格行動等について、生徒の個性を多面的にとらえ、生徒の優れた点や長所を積極的に評価し、その特質を明らかにすると思われる事項を具体的に記入する。

(2) 推薦書

障害の状況や中学校における取り組みなどについて、できるだけ詳細に記入する。

